

無料です!



空き家の管理を
頼みたいが
どこに相談するの?

空き家の利活用
(民泊運営、売買、
移築等)

親から大切なもの
と聞いているが
どうしよう?

親が亡くなった後
相続手続きは
どうするの?

近隣に立木・草などで
迷惑がかかって
いないかな?

そもそも
この空き家は
価値があるの?

先
着
20
組

空き家問題なんでも解決！相談会

空き家に関してお困りごとはありませんか？ 相続・管理などの面で様々な「なやみ」を解決するため無料相談会を開催します。空き家に関するいろいろな「なやみ」を税理士・司法書士・不動産・設計士・古物・あとかたづけ・保険等の専門相談員が解決方法を探します。この機会にお持ちの空き家の「なやみ」について考えてみませんか。空き家の専門家と話すことで、解決のヒントが見つかるかもしれません。

※相談内容に応じて、登記簿謄本、固定資産税課税明細書、戸籍の写しや相続関係図、現場写真等をご用意いただくと、スムーズにご相談いただけます。

〈日時〉 令和7年 **10月26日** (**日**) 13:00～16:00

〈会場〉 長浜市民交流センター (長浜市地福寺町4番36号)

〈お申込み・お問い合わせ〉

一社)全国空き家アドバイザー協議会 滋賀県長浜支部

<http://www.akiya-nagahama.org/>

空き家問題なんでも解決！相談会 申込書

【参加される方の代表者の情報をご記入ください】

ふりがな
氏 名

参加人数

人

住 所

電話番号

F A X

年 齢

歳

メールアドレス

【ご希望の時間帯に○をしてください】

※事務局から事前に時間の連絡をします。通知番号：070-2295-4597

※先着順のためご希望の時間帯に沿えない場合があります。

希望時間	13:00～14:00	14:00～15:00	15:00～16:00
第1希望			
第2希望			
第3希望			

【相談する空き家の所在地】

長浜市

町

番地

【相談する内容】

☐管理（財産・建物・庭等）
☐遺言

☐利活用（貸す・売買）
☐建物解体

☐近隣トラブル
☐その他

【相談の概要】

【申込期限】 令和7年10月21日（火）まで

【申 込 先】 一社)全国空き家アドバイザー協議会 滋賀県長浜支部

【申込方法】 FAXまたはメールにてお申込みください。※電話では受付ていません。
メールでのお申込みの方は、上記の内容をお知らせください。



FAX：0749-50-1081

メール：sodan@nagahama-akiya.jp

参加費：無料